

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号。以下「法」という。）第十九条第三項の規定により、次のとおり資金管理団体の指定を取り消した旨の届出があつた。

令和六年四月二十四日

神奈川県選挙管理委員会  
委員長 保 阪 努

(一) 法第十九条第三項第一号による届出

資金管理団体の届出  
をした者の氏名

取消年月日

小田 博士

五、一二、三一

笠間 茂治

六、一、一

草間 剛

五、一二、三一

小林 常良

六、二、一

花輪 孝一

五、一二、三一

(二) 法第十九条第三項第二号による届出

資金管理団体の届出  
をした者の氏名

資金管理団体で  
なくなった年月日

永田 薫

五、一二、二二